

景観形成基準

- 景観計画では、届出対象行為についてそれぞれの行為ごとに景観形成基準を定めています。県は届出を受けて景観形成基準への適合を審査し、必要に応じて指導・勧告を行います。(特定届出対象行為にあっては、形態意匠の変更命令等を行うことがあります。)
- 届出対象規模を超えない規模の行為を行おうとする者は、景観形成基準への適合状況を自主的に確認し、それぞれの行為が、景観形成基準を満たすよう、自発的な対応に努める必要があります。

一般地域

行為類型	景観形成基準				
	区分	規制の視点	自然景観地区	農山漁村景観地区 市街地景観地区	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望	地域の景観資産(※1)として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。		
		壁面の位置	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に努めること。	道路等の公共空間に面する壁面位置は、周辺のまち並みの連続性との調和に努めること。	
		高さ	原則として15mを超えないよう努めること。(やむを得ない事情により15mを超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(※2)を行うこと。)	原則として21mを超えないよう努めること。(やむを得ない事情により21mを超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(※2)を行うこと。)	周辺のまち並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。
	形態意匠	周辺との調和	周辺地域のまち並みや景観と調和した形態意匠とするよう努めること。		
		地域性	県が登録した地域の景観資産(※1)の周辺では、その特性と調和した形態意匠とするよう努めること。		
		外壁(圧迫感)	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。		
		屋根形状	原則として陸屋根を避けるよう努めること。(やむを得ない事情により陸屋根とする場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(※2)を行うこと。)	—	
	色彩	推奨色	屋根及び外壁等は、純色等(※3)は用いず、原則として推奨色(※4)を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。屋根及び外壁等は、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。		
		避けるべき色の範囲	やむを得ず純色等(※3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の15%以内とすること。	やむを得ず純色等(※3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の20%以内とすること。	やむを得ず純色等(※3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の25%以内とすること。
	素材	周辺との調和	屋根及び外壁等は、地場の自然素材や伝統的素材等を活用し、周辺地域のまち並みや景観との調和に努めること。		
		経年変化	屋根及び外壁等は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。		
		反射	屋根及び外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。		
	敷地	緑化率	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に、緑化率(※5)20%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に、緑化率(※5)15%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、緑化率(※5)10%以上の緑化に努めること。
		既存樹木	敷地内に既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。		
		門、塀及び柵等	門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努めること。		
	その他	付帯設備	建築物に付帯する設備は、植栽、塀、壁等で遮へいし、道路等の公共空間から水平視線で見えないよう努めること。		
		照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。		
		既存の改善	増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。		
	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望	地域の景観資産(※1)として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。	
			位置	主要な道路(※6)の境界から5m以上後退した位置にするよう努めること。(擁壁、柵、塀、自動販売機その他これに類するものを除く。)	
高さ			道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないような高さとするよう努めること。	周辺のまち並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。	
形態意匠		周辺との調和	周辺地域のまち並みや景観と調和した形態意匠とするよう努めること。擁壁にあっては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。		
色彩		推奨色	純色等(※3)は用いず、周辺の景観と調和するよう努めること。(自動販売機を除く)		
素材		経年変化	外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。		
敷地		緑化	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。		
その他	照明	照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。			
	自動販売機	屋外に設置する自動販売機は、位置や外観の色彩の検討や、被覆等により、周辺景観と調和するよう努めること。			
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	形状・緑化	圧迫感・威圧感	できる限り現状の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が生じないよう努めること。		
		緑化	のり面はできる限り緑化が可能なよう配とし、周囲の植生と調和した緑化に努めること。		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。		
		離れ(圧迫感)	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努めること。		
鉢物の掘採又は土石の採取	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。		
		視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。		
	行為後の措置	緑化	行為後は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。		

※1～※6は「景観形成基準・注意書き」を参照

○いわて希望景観ガイドライン ※詳しい内容は、岩手県景観計画をご覧ください。(ホームページよりダウンロードできます。)

良好な景観の形成のため、景観形成基準を超え、更により良いものとする工夫や、より望まれる対応のあり方を、いわて希望景観ガイドラインとして定めます。良好な景観の形成を目指して、それぞれの行為が、このガイドラインに沿って行われるよう、全ての人が自発的な対応に努める必要があります。